

# かいてき 便い

平成 17 年 2 月 1 日発行 第7号

## 最近の動向

「世田谷区・清瀬市で事業所説明会を開催」  
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」

## 報酬算定・運営基準のQ & A

かいてき便り第4号Q & Aの訂正

## 制度改正

「ケアマネジメントの見直しについて」

## お知らせ

「「痴呆」に替わる用語「認知症」について」

## 世田谷区・清瀬市で事業所説明会を開催 **最近の動向**

さる1月18日、世田谷区主催による「居宅介護支援事業所・訪問介護事業所集団指導及び説明会」が世田谷区民館で行われ、約240名の事業所職員が参加しました。開会に先立ち、世田谷区介護保険課和久課長から、区で新たに「適正化検討会」を設置し、適正化事業に積極的に取り組んでいく方針であること、また、集団指導の意義について周知したいとの挨拶があった後、東京都指導監査室奥澤係長から、都における指導体制や指導根拠、監査の基準など、文書指摘事項や取消事由等を交えた説明がありました。引き続き、国保連合会介護事務審査課から請求に係る注意点等を含めた「国保連合会に

おける給付適正化の取組み状況」の説明があった後、最後に世田谷区介護保険課白鳥係長から、世田谷区における適正化対策の今後の取組予定について説明がありました。

また、翌日の19日には、清瀬市役所主催による「介護保険・保険請求研修会」が清瀬市役所健康センターにおいて行われ、約50名の居宅介護支援・訪問介護事業所職員が参加しました。清瀬市高齢支援課三條課長からは「給付適正化の取組みを事業所と協力しながら進めていきたい」との挨拶があり、また、世田谷区の説明会と同様に、「国保連合会における給付適正化取組み状況」や「保険請求の留意事項」を中心とした説明が行われました。



説明会（白鳥係長）の様子

## 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて(平成16年12月24日:厚生労働省) **最近の動向**

「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法第57号)の全面施行(平成17年4月1日)に向け、医療・介護関係事業者が行う個人情報の適切な取扱いの確保に関する活動を支援するためのガイドラインが定められました。

本ガイドラインでは、対象事業者・法令上「個人情報取扱事業者」としての義務等を負う者・個人情報の定義・個人情報の範囲及び医療・介護関係事業者が「遵守すべき事項」「遵守することが望ましい事項」などが定められています。詳細については厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご覧ください。

厚生労働省ホームページアドレス

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h1227-6.html>)「報道発表資料」

## かいてき便り第4号Q & Aの訂正

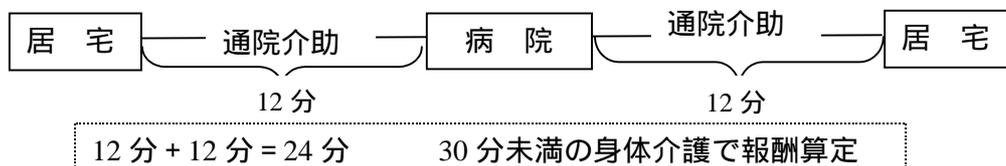
Q: 通院介助において、行きの付添いと帰りの付添いの間隔が2時間以上ない場合、報酬算定はどのようなの？

報酬算定・運営基準のQ & A

A: 1日に訪問介護を複数回算定する場合には、時間の間隔がおおむね2時間以上あいていることが原則です。(老企第36号改正通知)従って、居宅から病院までの通院介助と、診察終了後の病院から居宅までの通院介助との間隔が2時間を満たさない場合には、帰りのサービスについては別途身体介護の報酬を算定することはできません。

ただし、病院での診察時間(待ち時間等を含む)が2時間に満たないケースは、同通知及びQ & A(H15年5月30日)に示される例外ケースに該当し、行きと帰りを通算した時間で報酬算定を行います。なお、かいてき便り第4号では、「居宅から病院までの通院介助に要する時間(病院から居宅までの通院介助に要する時間)が20分未満である場合には前後を通算して20分以上となる場合であっても身体介護の報酬は算定できません」と記載しましたが、国の解釈訂正により、前後を通算した時間で報酬算定できることとなりました。(下図参照)

### 前後の付添い時間が20分未満である場合



## ケアマネジメントの見直しについて **制度改正**

平成18年4月の制度改正に向けてケアマネジメントの見直しが検討されています。

### ケアマネジメントの見直しの方向性

< 包括的・継続的マネジメントの強化 地域包括支援センター(仮称)の創設 >

主治医との連携の強化 在宅と施設、医療と介護の連携の強化 支援困難事例への対応の強化 等

< ケアマネジャーの資質・専門性の向上 >

研修の義務化・体系化、主任ケアマネジャー(仮称)の創設 ケアマネジャーの更新制、二重指定制の導入  
不正ケアマネジャーに対する罰則強化 等

< 独立性・中立性の確保 >

担当件数の見直し ケアマネジメントプロセスに応じた報酬体系 独立性の評価(マネジメントとサービスの分離) 基準・報酬の見直し

## 「痴呆」に替わる用語「認知症」について **お知らせ**

厚生労働省は、「痴呆に替わる用語に関する検討会」から「「痴呆」という用語は侮蔑的な表現である上に、実態を正確に表していない、「認知症」という用語に変更すべきだ」との報告を受け、「痴呆症」に替わる用語について各都道府県に通知を行いました。東京都においてもこの通知を踏まえ、行政用語として「認知症」を用いるなどの対応をしていきます。事業者の方々におかれましても、この趣旨をご理解いただき「認知症」の使用についてご協力下さるようお願いいたします。